

大正中央中学校 安心♡ルール

～安心・安全な学校にしよう～

生徒の皆さんより良い学校を目指すために、
あらかじめルールを明確にします。
学校は、このルールに基づいて指導や支援をします。

基本的な約束

嘘をつかない
相手のことを尊重する
学ぶ姿勢を忘れない

「みんなが安心できる学校」を作るために

「してはいけないこと」と学校の対応

段階	対応	学習のとき	他の子に対して	先生に対して	その他	学校等が行うことができる対応
第1段階	●授業に遅れる	▶嫌がることを言う ▶からかう・冷やかす ▶無視する ▶物を勝手に使う	▶嫌がることを言う ▶からかう・冷やかす ▶指導を無視する	▶自分の机等に落書きする ▶学校の物を勝手に使う	▶その場で注意 ▶別室の個別指導及び家庭連絡 ▶奉仕活動・学習課題	
第2段階	●授業の邪魔をする ▶授業と関係ない話をする ▶授業をさぼり校内でたむろする	▶仲間はずれにする ▶悪口・陰口を言う ▶怖がるようなことを言う・する ▶物を隠す	▶悪口・陰口を言う ▶バカにしたようなことを言う ▶怖がるようなことを言う・する	▶学校の物をこわす ▶夜中に出歩き徘徊する ▶カードやゲームなどで賭け事をする	▶別室における複数教員による個別指導及び家庭連絡 ▶数日間の奉仕活動・学習課題	
第3段階	●授業中わざと邪魔をする ▶テストの邪魔をする ▶カンニングをする ▶学校をさぼり校外でたむろする	▶脅すようなことを言う・する ▶嫌がることを無理やりさせる ▶暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ▶物を壊す・捨てる	▶脅すようなことを言う・する ▶押す・突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	▶大規模な器物破損 ▶危険物の所持 ▶その他社会のルールに反すること	▶一定期間の別室における複数教員による個別指導及び家庭連絡 ▶個別指導教室を活用した指導 ▶関係諸機関(警察・子ども相談センター等)と連携した指導	
それ以上		▶殴る蹴る等の強い暴力をふるう ▶ケガをさせる ▶万引きや他人への暴力を強要する ▶金品を奪う・盗む・たかる			▶教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ▶警察へ通報、関係諸機関と連携した指導	

●警察との連携について●(児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互情報連絡制度)

警察の専門的な知識が支援に効果がある場合や、生徒の心身に重大な影響がある場合、警察による保護や安全確認が必要と判断される場合、警察と学校が相互に情報を共有し対応します。

学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。

(SNSにかかる事案に関しても同様です。)

